事業者公募資料

静岡県観光施設整備事業

観光地域高付加価値化整備事業費補助金

官民一体となった観光地域の高付加価値化
～ 稼げる観光産業の実現をめざして ～

インバウンド向け施設改修



ホテル客室の和洋室化



ホテル客室に露天風呂を設置



陶芸販売の店舗に
体験工房を併設

リノベーション



古民家をカフェに改修



ホテル宴会場を
個室ダイニングへ改修



築 100 年超の旧旅館を
飲食・体験などの複合施設に改修

※観光庁事例集より

静岡県　スポーツ・文化観光部

観 光 政 策 課

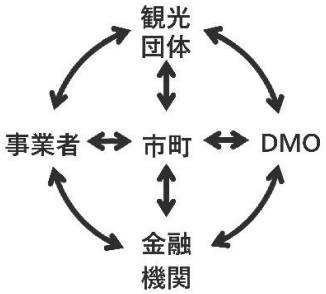
- この事業は、**インバウンド向け施設改修とリノベーションが対象**となる静岡県の補助制度を活用した事業です。
- **複数事業者が一体となり地域単位で申請**するもので、**焼津市の施設改修を含む５事業以上の計画が必要**です。
- この補助金は、申請する地域が作成した「地域計画」を静岡県の審査会に諮り、採択を得られた場合に交付の対象になります。
- 各事業者の改修内容についても計画採択後、別途交付申請が必要となります。また**現時点で採択や交付・補助額が約束されたものではありません。**

観光地域高付加価値化整備事業

事業の推進体制

・市町が中心となり、宿泊事業者や観光事業者、DMO、金融機関等の複数の事業者（以下、「市町等」）による合意形成のもと、エリア設定、方針決定等を行い、観光地域の高付加価値化に取り組む体制を構築する

・市町等は、観光地域高付加価値化整備計画の策定や進捗管理、効果検証を行いながら、観光地域の高付加価値化の着実な進捗を図る



観光地域高付加価値化整備計画の策定

・市町は、観光地域高付加価値化整備計画を策定し、県の承認を受ける

【観光地域高付加価値化整備計画】

・整備計画の範囲は、「付加価値の高い滞在環境を実現し、滞在の長期化や消費の増加に取り組む、まとまった一定範囲のエリア」とする

・計画期間は、最大３年とする

・１計画あたり、５つ以上の施設を位置付けるものとする

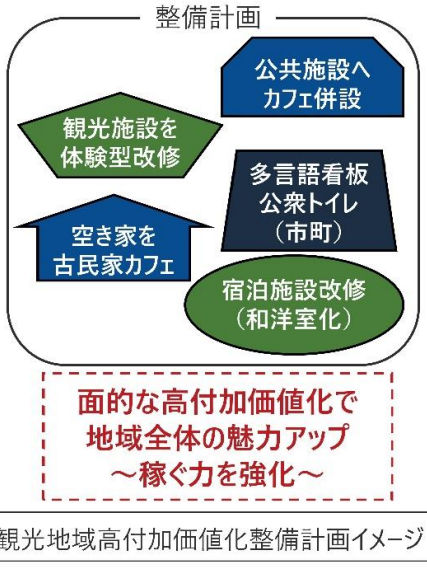
（市町（１施設以上必須）＋民間事業者（宿泊施設・観光施設等）
※市町等の観光施設整備、インバウンド向け施設改修、リノベーション）

・地域の現状と課題を的確に把握し、地域特性を踏まえた、地域の具体的な将来像や目標、整備方針等を定める

・市町及び宿泊・観光事業者が行う事業について、個別の事業計画及び年次計画を定める

・計画期間終了後に、目標の達成状況を判断するための指標を定める

・観光資源を結びつけることで、個々の資源の魅力を高め、地域全体の滞在の長期化、消費の増加などを相乗的に高める取組となるよう配慮する



観光地域高付加価値化整備計画イメージ

計画の審査

・県は、市町が策定した観光地域高付加価値化整備計画について、審査委員会において審査する。

・審査は、市町からの提出書類に基づき行い、申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

・審査委員会における評価は、ア～オに定める５つの審査項目毎に、５点満点で評価し、全審査委員による評価の平均点が 15 点以上のものを選定対象とする。

・県は、審査結果を踏まえて整備計画を承認する。

審査項目

ア 事業目的の理解

イ 連携体制

ウ 高付加価値化・地域全体の魅力向上への寄与度

エ 経済波及効果・収益性

オ 事業の実現性・遂行能力

観光地域高付加価値化整備事業

観光施設整備（市町）	・市町（政令市を除く）が実施する観光施設整備 観光トイレ、案内サイン、展望台　など
インバウンド向け施設改修	・宿泊施設 和洋室化、部屋付露天風呂設置、客室面積の増加を伴う改修 ・観光施設 観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修
リノベーション	・宿泊施設、観光施設、廃屋撤去 遊休建物の活用や用途変更等により、宿泊施設や観光施設の稼ぐ力の向上を図る改修

※「インバウンド向け施設改修」、「リノベーション」は、県内全市町に所在する施設を対象とする

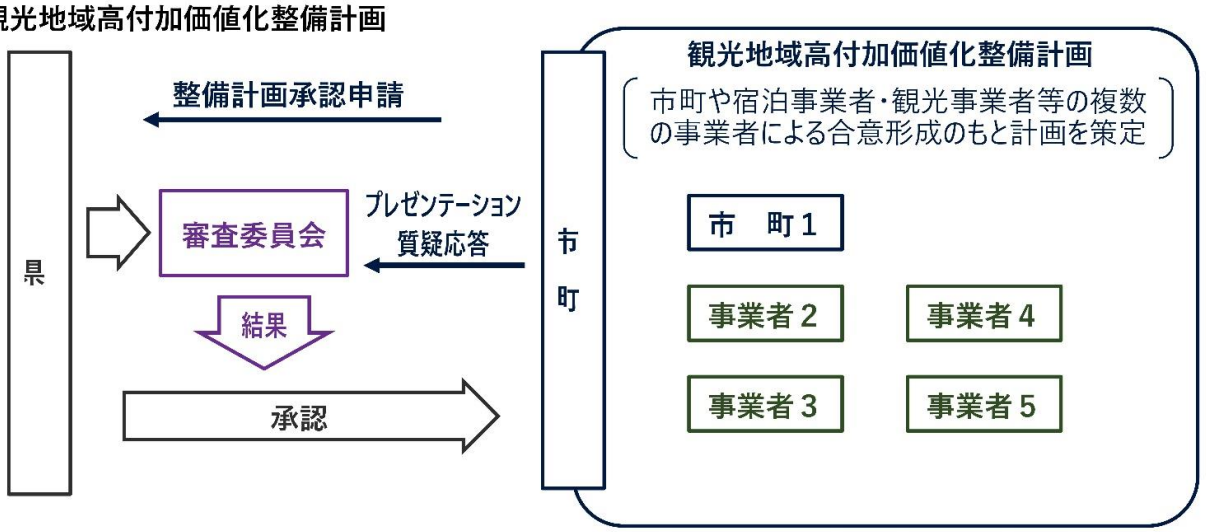
施設の種類		宿泊施設	観光施設	廃屋
対象施設		・旅館業法に基づく許可を取得済み ホテル、旅館、簡易宿所、下宿営業　＊民泊は対象外 ・国の「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に登録済み、または、1年以内に登録予定	・旅行者が毎年一定程度訪れている、または、訪れると推定される施設のうち、次の施設 飲食店、土産物屋、神社、城跡・城郭・宮殿、庭園・公園、動植物園・水族館、博物館・美術館、道の駅等	・使用がなされていない常態である建築物及びこれに附属する工作物 ・耐用年数を経過し、または、損傷、老朽化が激しく、除去が必要と認められる建築物
インバウンド向け施設改修	内容	・「和洋室化」 ・「部屋付露天風呂設置」 ・「客室面積の増加」 のいずれかを伴う改修	・観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修	―
	要件改修例	・改修により客室単価を5割以上増加させるもの ・インバウンド向けのソフト対策※1を実施済み、または、本改修とあわせて実施するもの	・インバウンド向けのソフト対策※1を実施済み、または、本改修とあわせて実施するもの 例）店舗デザイン改修※2 （純日本風の外装など） 体験型施設への改修　等	―
リノベーション	内容	・遊休建物の活用や用途変更等を行い、宿泊施設に改修	・遊休建物の活用や用途変更等を行い、観光施設に改修	・観光客誘致を目的とした跡地利用のための廃屋の撤去
	要件改修例	・不動産登記されている建築物 ・実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る 例）空き家を宿泊施設に改修 宴会場を客室に改修　等	・不動産登記されている建築物 ・実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る 例）空き家を古民家カフェに改修　等	・不動産登記されている建築物 ・実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る ・跡地について、観光客誘致を目的に利用する計画があるものに限る
補助率		県 1/3 以内 ・ 市町 1/6《市町の制度による》　＊県は、市町が補助する事業に対し補助する		
補助上限 補助下限 (県補助額)		・補助上限（1施設あたり） 3,300 万円 ・補助下限（1施設あたり） 200 万円	・補助上限（1施設あたり） 600 万円 ・補助下限（1施設あたり） 200 万円	・補助上限（1施設あたり） 600 万円 ・補助下限（1施設あたり） 200 万円

※1 インバウンド向けソフト対策
無線 LAN の設置、キャッシュレス化、ロッカー等手荷物預かり設備の導入、多言語対応（利用案内、HP）のうちいずれか

※2 景観に影響する改修を行う場合（外観の改修等）
計画段階で、景観アドバイザーから助言を得て、改修内容に反映させること

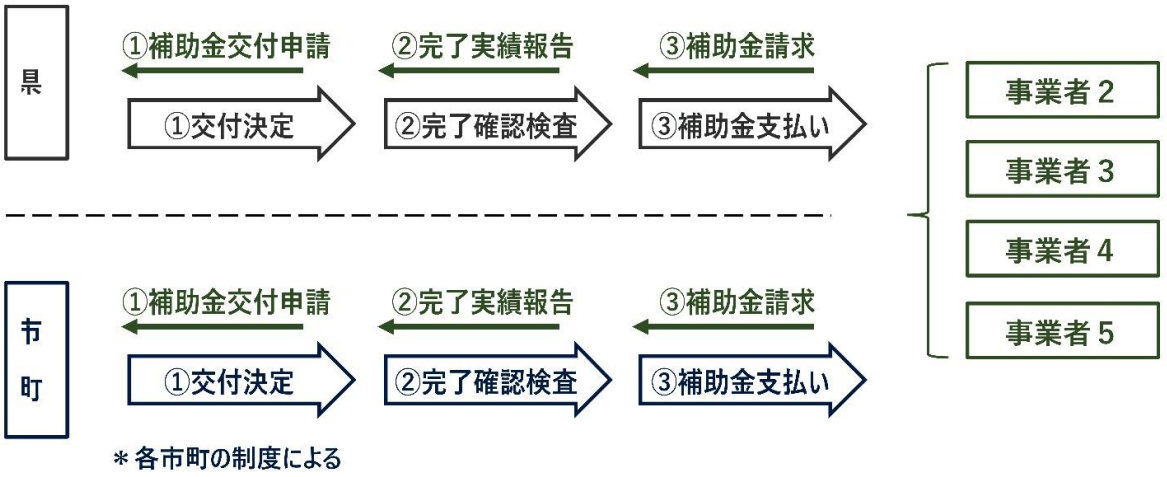
整備計画承認・補助金交付の流れ

Ⅰ 観光地域高付加価値化整備計画



Ⅱ 補助金交付等

・宿泊事業者、観光事業者に対する補助金は、県と市が同時に、それぞれから直接補助
・交付申請書、完了実績報告、請求書などの書類は、各事業者から県・市それぞれに提出



＊各市町の制度による

お問合せ先

《市町の補助制度に関すること、事業の実施に関すること》

宿泊施設、観光施設の所在する市町の観光担当課

《県の補助制度に関すること》

静岡県　スポーツ・文化観光部　観光政策課
TEL 054-221-2534　　e-mail kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

※計画は策定中のため、現在の内容から変更となる場合がございます。

焼津市周遊型高付加価値観光促進計画（素案）

事業概要

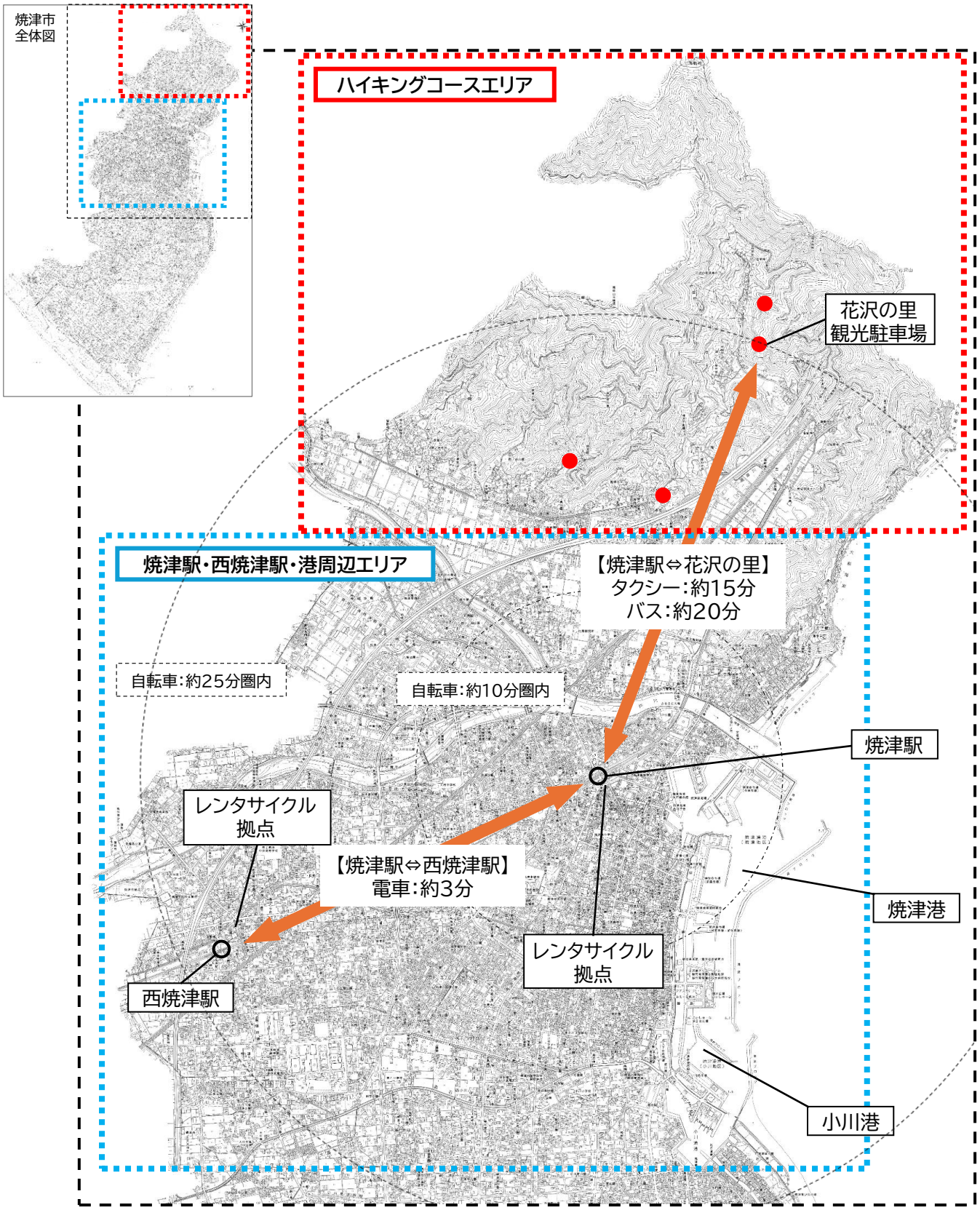
計画名	焼津市周遊型高付加価値観光促進計画
計画期間	令和9年度～令和11年度
目指すべき観光地域	日本一の水揚げ額を誇る本市が、長い年月をかけて育んだ漁業・水産文化がもたらす「食」の魅力あるコンテンツと、温泉総選挙リフレッシュ部門5年連続日本一にも輝いた「焼津温泉」、歴史的な景観が残る県内初の伝統的建造物群保存地区「花沢の里」を核に人気となっている高草山周辺の低山ハイキングコースによる周遊を促進させ、旅行者に対し「食」、「温泉」、「アクティビティ」で高い付加価値を提供することで、心身ともに整うウェルビーイングな観光地域づくりに地域一体で取り組む。
観光目標	・滞在時間の拡大と回遊性の向上 ・地域内での観光消費の拡大 ・地域内周遊ルートの強化と受入環境の整備
観光地域づくりの観点からの課題と整備の必要性	【地域の現状と課題】 漁師や魚屋、水産事業者の連携が可能にした焼津でしか味わえない食体験に加え、魚食文化の体験が可能な施設、日本一リフレッシュできる焼津温泉、富士山や駿河湾を望む絶好のロケーションを楽しめる宿泊施設など、高いポテンシャルを持つ多様な資源が点在している。一方で、旅行目的地としての知名度不足に加え、通過型から周遊型観光への転換、12%前後で推移する宿泊率の向上、地域内消費の機会拡大が課題となっている。
	【整備方針】 首都圏・中京圏の週末旅行者や食・自然体験を求める層を主なターゲットとし、交通の拠点である**焼津駅・西焼津駅周辺エリアと港周辺エリア**を起点・滞在拠点として位置づけ、花沢の里を中心とした**山間部のハイキングコース**をアクティビティの拠点として整備する。滞在拠点では、焼津でしか味わえない食体験として、海の幸や地元の銘酒と合わせた**焼津ならではの飲食施設の充実**や**食文化の体験施設**を整備し、さらに、**宿泊施設の多様化**を進めることで、来訪者の滞在時間の拡大や地域内消費の拡大を図る。 加えて、観光トイレの洋式化や花沢の里の水車小屋の整備など、受入環境の充実を図ることで、面的な観光動線が形成され、滞在期間の拡大と地域全体の観光価値の向上が期待される。

焼津ならではの飲食施設の充実	食文化の体験施設	宿泊施設
		
例 【宿泊施設/リノベーション】 ・ホテル宴会場を個室ダイニングに改修 【観光施設/リノベーション】 ・空き店舗を飲食店に改修	例 【観光施設/リノベーション】 ・店舗に体験工房を設置 ・空き店舗を体験施設・飲食店に改修	例 【宿泊施設/インバウンド】 ・客室の和洋室化 ・客室露天風呂の設置

※具体的な事例につきましては、ご相談をお願いいたします

焼津市周遊型高付加価値化観光整備計画

計画概要図



焼津市周遊型高付加価値化観光整備計画

整備計画･補助金交付等スケジュール

